

平成27年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年12月10日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年12月10日

## 東京都教育委員会第19回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第292号議案

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の制定について

##### 第293号議案

東京都公立学校長の任命について

##### 第294号議案及び第295号議案

東京都教育委員会事務局職員等の懲戒処分について

##### 第296号議案及び第297号議案

東京都公立学校職員等の懲戒処分について

##### 第298号議案

平成27年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成27年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について
- (2) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会中間答申「いじめ総合対策」の改訂の方向性について
- (3) 平成27年度東京都教育委員会職員表彰について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	伊 東 哲
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第19回定例会を開会します。

初めに、昨日、山口委員の再任について都議会の同意が得られましたのでお知らせします。山口委員には、引き続きよろしくお願ひします。

本日は、報道関係はNHK外7社、個人は合計10名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影はございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、木村委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回11月12日開催の第17回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第17回定例会の議事録について

は、御承認いただきました。

前回11月26日開催の第18回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第293号議案から第298号までの議案及び報告事項（4）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第292号議案 東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の 制定について

【教育長】 第292号議案、東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の制定について、説明を総務部長、お願いします。

【総務部長】 それでは、第292号議案について、A3の資料に沿って説明します。

特定個人情報、いわゆるマイナンバー制度が平成28年1月1日から施行される予定になっています。マイナンバー法の規定に伴う条例の制定については、現在開会されています第4回都議会定例会に知事から付議されておりまして、審議中でございます。都議会の可決が得られましたら、平成28年1月1日から施行される予定となっております。

まず、条例について簡単に説明します。条例の目的は、平成28年1月1日からの個人番号の利用開始に向けて、個人番号、特定個人情報の安全かつ適切な取扱いを確保するためとなっており、個人情報保護条例の特例としての扱いになります。新条例の主な規定事項ですが、まず「1 個人番号及び特定個人情報の取扱いの制限について」では、定義、利用範囲、安全管理、提供の要求及びその制限、利用提供の制限、収集等の制限等を定めています。一般的な個人情報よりもかなり厳格な扱いがなされることになっています。

次に、「2 特定個人情報保護評価について」では、特定個人情報を扱う機関が自ら評価を行いまして、第三者機関の意見を聴くという規定となっています。

3が、特定個人情報を開示・訂正・利用停止の請求関係で、特定個人情報の持ち主が、自分の情報の開示を要求したり、訂正を要求したり、また、法律等で定まっていない取扱いをされている場合は利用停止の請求ができることになっています。

規則は、この3の部分について規定するものとなっています。

なお、条例は、知事部局だけでなく東京都全体に適用になりますが、規則はそれぞれの実施機関が定めることになっておりますので、知事、教育委員会、人事委員会、公営企業、警視庁等がそれぞれ定めることとなります。ただ、都民の方の利便性等を考えますと、実施機関ごとに扱いが異なってはいけませんので、調整の上、規則を定めることとなっています。

具体的な内容ですが、概要を御覧ください。

まず、「1 開示・訂正・利用停止請求関係」ですけれども、様式を定めていまして、1番目の丸の下にありますとおり、開示・訂正・利用停止に関する請求書、決定通知書、非開示決定通知書、写しの交付等の様式を定めています。具体的には、第25号様式が資料の2枚目にありますが、ここから遡って1号様式までの様式です。

また、(2)ですけれども、開示・訂正・利用停止請求者等の確認についてです。マイナンバー制度につきましては、本人の情報を非常に厳格に取り扱うことになっています。例えば開示請求をする場合について、開示請求書の様式が第1号様式にありますので、それも御参照いただきながらお聞きください。第1号様式の1に12桁の個人番号を書く欄がございます。例えば、Aさんが自分の個人番号についての開示請求をする場合、請求を受ける際に確認しなければいけない事項が二つございます。まず、これはAさんの個人番号に間違いがないということです。また、開示請求に来た人がAさん本人に間違いがないということも確認しなければならないということです。1番目の確認事項が、A3の資料の(2)の1番目の丸にあるものでして、例えば個人番号カード、通知カードなどを出していただき、これはAさんの番号に間違いがないということを実施機関の方で確認する必要がございます。2番目の丸が、本人が開示請求に来ているということを証明するものでして、これは写真付きの個人番号カード、運転

免許証、国民健康保険の被保険者証等で確認することになっています。3番目、訂正請求や利用停止請求に係る情報が開示決定を受けたものであるということを確認する必要があるときには、保有特定個人情報開示決定通知書等の提示を求めることになっています。

(3) 電磁的記録に記録された保有特定個人情報、これは電磁的記録なのでそのままでは開示できませんので、個人情報に係る部分を印刷物として出力したものを閲覧又は交付するというので、開示に充てるということを規定しているものです。

2番目、不服申立ての関係ですけれども、特定個人情報の申立てについて、様式等を定めるものでございます。

3番目、現在、条例が審議されておりますので、この規則については条例が可決されましたら、条例と同日付けで公布しまして、平成28年1月1日から施行するものでございます。※にありますとおり、条例が可決された場合に確定するというので御審議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。

【遠藤委員】 本件は、マイナンバーに関する全国共通のもので、全ての都道府県の教育委員会が同じようなものを作ることになるわけですね。これは議会で決定ということになるわけですけれども、総務省等からひな型のようなものについて何か指示があるのでしょうか。

【総務部長】 条例で定める事項につきましては、当然、法律に規定されていまして、こういう事項を条例で定めなさいということになっています。先ほど申し上げたとおり、知事部局の方で国との間で調整をしております、ひな型と申し上げていいかどうか分かりませんが、規則で規定をしなければいけない事項について、このような内容でいいかどうかということを調整しながら行っています。

【遠藤委員】 各都道府県の教育委員会によっては、別のものができる可能性もあるということでしょうか。

【総務部長】 別のものになる可能性はございます。例えば、様式類について、どのような形で行うかというのは、一般条例であります個人情報保護条例も、基本的な

扱いは同じだと思いますけれども、個々のひな型はそれぞれの自治体が定めていますので、それに倣って、それぞれの自治体で定めてくことになると考えています。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 本人が自分の情報を取ろうと思った時には、例えばマイナポータルのように、ほかにも手段はあると思うのです。ですから、むしろこのような規定は、本人以外が何らかの目的を持ってどなたかの情報を取ろうとする場合に、不法な取得をしっかりと防ぐという際に働く規定です。しかし、どんなに規則をきちんと作っても、ヒューマンファクター、取り扱う人間が、うっかりミスも含めて不手際があると、せっかく定めた条文等が生きていきません。例えば窓口で様式を取り扱う方のリテラシーに関する資格認定とか、あるいは訓練とか、何らかのミスを防ぐための手立てとか、そういうことは同時に進めるのでしょうか。

【総務部長】 今の御質問は、規則そのものの話ではなく、特定個人情報の扱いのことかと思えますけれども、正におっしゃるとおりでして、制度で幾らきちんとしても、扱う人間がそのとおりに扱わなければなりません。先ほど申し上げた確認手段一つにしても、特定個人情報については、かなり厳格です。それは、事務的にはかなり煩雑になるということも同時に言えると思うのですが、その具体的な手続については、内部で要綱を定めて、扱う人間にきちんと周知をしていくような手立てをとろうと考えています。

また、特定個人情報について、一番量的に扱いが多いのは、職員の給与ですが、それだけではなく、講演にお呼びした方に対する謝礼などについても、その方の特定個人情報を取らなければいけないということになります。制度をきちんと行っていくためには、マイナンバーを提供していただくことをまずきちんと行う必要があります。しかし、強制はできないことから、どのように御理解を得ながらマイナンバーを提供していただくかということについて、ある意味では、職員の接遇も含めて、きちんと教育をしていかなければいけないと考えています。

【宮崎委員】 児童・生徒の個人情報を、各学校の窓口などで扱うことになるので、大変慎重に行った方がいいと思って伺ったのですが、そういう扱いについては条文の

中には入れないのですか。

【総務部長】 規則の中には入らないですけども、要綱等できちんと定めていき  
たいと考えています。

【宮崎委員】 規則とは別枠でということですね。

【総務部長】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御意見等ございませんでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定して  
もよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきまして、原  
案のとおり承認いただきました。

## 報 告

(1) 平成27年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握の  
ための調査」結果について

【教育長】 次に、報告事項(1)平成27年度東京都公立学校における「いじめ  
の認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について、説明を指導部長、お願い  
します。

【指導部長】 報告資料(1)を御覧ください。

本調査は、10月に説明しました国が実施している問題行動調査とは別のもので、都  
教育委員会が平成24年度から取り組んでおります独自の調査ということで御理解をい  
ただければと思います。

調査の対象は、平成27年4月1日から6月30日までの間のものがございます。

対象学校は、全ての公立学校です。

本調査の目的ですが、各学校のいじめの認知件数と対応状況を把握するという目的  
で実施しているものです。

冊子の中身を抜粋した特徴的なものをA3の資料で1から順に説明します。

まず、「1 認知件数」です。学校が、いじめではないかとした認知件数ですけれ

ども、全校種で2年連続減少しているという状況です。実際のいじめが減少したのか、いじめを認知しようとする姿勢が弱くなったのか、多角的に検証することが必要かと思っておりますけれども、全体的に減少傾向であるということです。これは、学校の校数とか、期間、年度によって少し違うものですから、1校当たりの1か月の平均認知件数ということで3年間の経年比較をさせていただいています。

次に、「2 認知したきっかけ」です。特徴が見られた三つの項目について御覧ください。まず、認知したいじめのうち学級担任が発見した割合は、全校種で昨年度より増加していきまして、学級担任の役割が大きくなってきているということがございます。それから、都教育委員会として大事なものと位置付けていますけれども、アンケート調査も重要でして、小・中学校ではアンケート調査により発見した割合がきっかけの中では最も多くなっています。特に中学校では、アンケート調査の有効性が上がってきています。また、子供から直接訴えがあったものでは、高等学校では子供からの訴えが多くなっています。相談しやすい環境ができてきたとか、見て見ぬふりをしない、そういった意識が高まってきたと考えています。

下の段にいきまして、「3 いじめの主な態様」、どないじめが多かったかということですが、これも2点ございます。まず、全校種で冷やかしやからかいの割合が最も高くなっています。昨年度と同率、あるいは増加していますけれども、冷やかしやからかいというのは、いじめが比較的軽微というか、初期の段階で起こるものであると考えていますので、この段階でどのように認知していくかが今後は大事なところかと思えます。また、パソコンや携帯電話での誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>ですけれども、校種が上がるにつれて増加してきているということです。これについては、「SNS東京ルール」を踏まえた情報モラルに関する指導の徹底を今後進めてまいりたいと思っています。

その右側、「4 認知されたいじめに対して誰が（どこで、どのように）対応したか」ということです。これについては、学級担任といじめ対策委員会ですけれども、まず学級担任の方です。認知したいじめへの対応については、小・中・高校では、担任が個別に対応した割合が最も高くなっています。しかし、担任が対応したというのは、いじめ対策委員会の判断の下に担任が対応しているという考え方でございます。また、担任だけではなかなかつかめないものに対して、学校いじめ対策委員会が対応

したということになってはいますが、まだまだ対策委員会の対応状況が低いというのがあるかと思っておりますので、この辺りを高めていきたいと考えています。

1枚おめくりください。「5 スクールカウンセラーと連携して対応し、効果が見られた割合」は、全校種とも前年度より上がっていきまして、スクールカウンセラーと連携して非常に効果が上がってきているということだと思っております。

「6 各教員が把握したいじめに関する情報を、全教職員が共有するための工夫」です。これも3点あります。まず、全教職員が共通実践をして徹底しているという割合は、全校種とも高くなってきています。パソコンの共有フォルダなどに保存しているというような部分はやや低くなってはいますが、コミュニケーションを図りやすい環境作り、職員間の同僚性を高めるといったような取組は、以前に比べればかなり上がってきているのではないかと、学校のいじめに対する意識、未然防止、早期発見、早期対応といった意識が上がってきていると考えています。

次に、「7 いじめの疑いがある事例が、いじめであるかどうか判断できない理由」です。これは、小・中・高校とも、関係する児童・生徒が状況を話したがるのでよく分からないということから、なかなか判断できないということがございます。もう一つは、再発がないか注視、経過観察中ということで、これはいじめであるかどうかということをはっきり断定できないという理由の中で、こういう原因が一つあるかと思っています。

最後の「8 いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校が工夫した取組」ということで、一つは、保護者会や学校便りによる周知ということで、学校が家庭との連携を図りながら対応しているということがございます。また、学校では、保護者や地域住民等から評価してもらいいわゆる学校評価を行っていますけれども、その学校評価の項目の中に、いじめ問題への対応に関する内容を設定して、常に評価をしているような取組をして工夫しているという報告がありました。

冊子の一番最後にあるA3判の表を御覧ください。これは毎年出している「いじめの実態及び対応状況の把握のための調査結果について」ですが、ということで、区市町村別の1校当たり1か月の認知件数について、地区別で25年、26年、27年、3年間の経年を小・中学校別に見たものです。これを見ていただきますと、地区によって認

知件数が若干違うということです。多いところがどうということではないですけども、1校当たりの1か月の認知件数ということなので、一定の指標にはなるのではないかとということで御覧いただいたところです。

A3判資料の最後、「課題と今後の取組」を御覧ください。

本調査から見てきた課題としましては、学校いじめ対策委員会を核とした早期的な取組を確実に実施することが必要であるということが一つ挙げられます。また、学校が子供たちに対して信頼関係を構築していくことが、いじめを解決していく上では非常に重要となります。さらに、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を徹底していく必要があります。4番目としては、いじめ問題を子供たち自身が解決していこうとする意識や態度を今後育んでいくというようなことが考えられるかと思いません。

こうした課題を受けて、今後の取組のところに4点書かせていただいています。学校いじめ対策委員会の機能の更なる強化、学校の教育相談体制の充実、あるいは、学校だけではなく、外部の相談窓口を子供たちが身近に感じられるような取組を進めていきます。また、皆様方に御審議いただいた「SNS東京ルール」に基づく取組を今後推進してまいります。4番目として、子供たち自身が話し合いをして、解決に向けて行動できるような主体的な取組を促す指導を更に推進していきます。

本調査の結果から、このような課題と今後の取組として報告させていただきます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問をお願いします。

【木村委員】 1枚目のA3の資料ですが、冷やかしやからかいの割合が27年に全部急に高くなっていますね。これには何か理由がありますか。

【指導部長】 認知したということで、教員が冷やかしやからかいというものを、今まで子供たち同士の単なるふざけと見ていたものを、いじめの初期段階ではないかということで、それを認知してカウントし始めたので、感度も上がってきたのではないかと考えております。

【木村委員】 特に都教育委員会から何か新しいメッセージを出したということではないのですか。

【指導部長】 学校いじめ対策委員会の取組として、一人一人の教員が感度を持って、いじめに関する取組を学校全体で更に充実するようという指示はいろいろなところを出しておりますので、全部ではないけれども、そういったものが学校の先生方に徐々に広がってきていることは事実だと思っています。

【木村委員】 くどいですが、27年度の調査を実施するに際して、特に強いメッセージを出したということではないのですね。

【生徒指導担当主任指導主事】 これは4月から6月までの調査ですが、4月に、いじめの総合対策が策定されて1年目の新年度に当たって、組織的な対応はどうなっているかということを経急で通知しまして、そこでチェックリストのようなものを設けて調査を行いました。そして、十分でない学校には個別に助言する等を行い、その結果がここに反映されているというふうに捉えています。

【木村委員】 かなり操作が入った後のデータではないかと思っていましたが、やはりそういうメッセージを出したのですね。

もう一つ、中間報告の12ページに「いじめの態様」が記述されています。その他というのは少し曖昧ですが、これを含めると8項目となっています。25年度と26年度は同じ態様についてアンケート調査をしているようですが、27年度については記載がありませんが、どうだったのですか。

【指導部長】 これは後ほど御説明させていただきます。

【木村委員】 早とちりしてすみません。統計数字が急激に変わっているものから、何か手が入ったのかなという気がして伺いました。了解しました。ここでは今の質問は撤回し、後ほど同じことをお尋ねします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【乙武委員】 1枚目の資料の「2 認知したきっかけ」で、紫の折れ線グラフが特別支援学校ということで、どうしても小・中・高校に比べると数が少ないので、少しの変動で折れ幅が大きくなるというのはよく分かるのですけれども、アンケート調査による発見がここ2年はゼロパーセント。さらに、今年度は子供からの訴えもゼロパーセントということで、額面どおり受け取ると、子供発信でいじめが発覚したということがゼロということになるかと思います。これは余り健全な状態ではないと感じ

ていまして、もちろん小・中・高校と比べると、発達の特徴が大きな子供たちなので、なかなか自分たちの状況をコミュニケーションを通じてきちんと伝えることが苦手であるのかもしれませんが。ですからこそ子供たちからきちんと発信して、それを教師が受け取るという仕組みを確保しておかないと非常に怖いというふうに感じました。まずは、本アンケート調査で、子供からの訴えを足しても今年度はゼロであるという数字をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。また、これをどのように対策をしようと思っていいらっしゃるのか、2点お伺いできればと思います。

【指導部長】 御指摘のとおりだと思います。特別支援学校における子供同士のいじめに対する考え方を、今後、きちんと通常の学級と同じような取組をしていくことが重要だと考えております。

【生徒指導担当主任指導主事】 小・中・高校につきましては、年間3回、必ず全ての児童・生徒を対象に行うように指示してございますが、特別支援学校につきましては、児童・生徒の実態に応じて、場合によっては直接面談のようなコミュニケーションで確認するというようなこともございますので、一律アンケートは実施していない現状がございます。今、御指摘の特別支援学校の件数ですが、この期間、全体として5件ということで、この5件だけで検証することはなかなか難しいと思いますが、やはり子供自身の訴えをしっかりと受け止められるような体制をとっていくことは必要だと考えています。

【乙武委員】 決して言葉尻を捉えるようなことをしたいわけではないのですけれども、通常の学校と同じような取組ができるようにというお話があったのですけれども、むしろ私は逆の考え方で、どうしても自分から訴えるというようなコミュニケーションが得意ではない子供が多く通っている以上、いかに小・中・高校で行っている取組、仕組みではない方法で、何か子供たちからのメッセージ、SOSを見逃さずに吸い上げられるような手法がないかと考えています。何か別のアプローチはないかという視点も是非入れていただけるといいのかなと思います。私も今、具体的にそれが何かということがアイデアとしてないので申し上げられないのですけれども、少しそういう視点も盛り込んで今後の対策に生かしていただけるとありがたいと思いました。

【指導部長】 御指摘のとおりだと思います。障害種別もございますし、また、

様々なタイプの特別支援学校もございますので、それぞれの実態に応じた取組を特別支援教育の中で適切に行っていきたいと思っています。

【乙武委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 二つ伺いたいと思います。まず、データの読み方ですが、「2 認知したきっかけ」で、学級担任が発見したのが25年度と比べれば上がりましたということですが、全体から見るとやはり低いですね。子供たちの実態を最も近くで見ているのが担任だと思いますので、これはもう少し上がると子供たちのためになるのではないかと思っています。仮に気が付かなかったとしても、対策をとればいいのですけれども、「4」の学級担任が対処したかというところで、これも余り数字がよくないです。小学校については92パーセントですけれども、中学・高校などは、気が付きもしないし、対応もしていないというような状況になっていると読むのかどうかというところをまず1点伺います。

もう1点は、2枚目ですが、「6」のパソコンの共有フォルダに情報共有していますかというところです。こういう質問をするということは、パソコン等で情報共有するというのを奨励しているという姿勢を一つ示す形なのかと思うのですが、機微な情報を共有フォルダなどで共有すること自体の是非というのはいかがでしょう。一人一人の関係者がしっかりと心の中で受け止めて持つべきであって、データとしてパソコンに入れておいていいのでしょうか。それから、これはアクセスが許されている人しかアクセスできないことになっていると思いますが、近年のいろいろな情報漏えいの事例等々から見ますと、漏れないとは言い切れないと思うのです。そのときに、二次被害、三次被害、知らないでいい情報がやたらに漏れてしまうとか、そういうことになると、これはかえってマイナスではないかと思っていますので、この2点について質問させていただきたいと思っています。

【指導部長】 1点目は、学級担任の認知する割合の問題ですけれども、いじめはどういう形で発見、認知されるかということで、確かに発達段階の中で、小学校に比べて、中学の方が担任の先生に言う割合は低いかもしれません。しかし、アンケートでは、中学はアンケートの割合が49.2パーセントと非常に高くなっており、担

任が発見できなくても、アンケートで見る、あるいは他の教員やスクールカウンセラーが聴くなど、いろいろな方面から子供たちのいじめの兆候をキャッチできるような取組を行っていくことが大切かと思っています。もちろん担任の役割は大きいですが、中には、担任の先生を信頼しているから、なかなか担任の先生に言えないという子供もいますので、その辺りをいろいろな方法で認知していきたいということも考えていきたいと思っています。

**【宮崎委員】** 対応はいかがですか。

**【指導部長】** 対応について、この辺りは課題だと思っていますので、認知できなかった、あるいは認知してもきちんと対応ができていないというような部分については、しっかりと指導していきたいと思っています。

また、共有フォルダの件ですけれども、パソコンがない頃は、ノートを職員室に置いておいて、そこに先生方が気が付いたことを書いて、みんなで見合うような供覧ノートのようなものを作っておりました。私も、そういうことをやっていた時代があります。いろいろな教室に行っていて、先生方が話し合う機会がないものですから、そういうことをツールとしてやっています。ノートよりは、パソコンのパスワードで入れるような形で行っていくことの方が安全ですし、しかも、ネットワークなどにつながっていないもの、校内LANだけのものやっていると考えております。しかし、今、御指摘のような危険性も当然あるわけで、この辺りはしっかりと指導していきたいと思えます。

**【生徒指導担当主任指導主事】** 今、指導部長が申し上げたとおりですが、若干補足をさせていただきます。

初めに、「2 認知したきっかけ」のグラフで、きっかけについては全体で100パーセントになりますので、どこかが上がれば、どこかが下がるというような状況になっています。学級担任が発見した割合が上がっており、一方で、アンケート調査による発見が下がっています。これは、アンケートは定期的ではありますが、かなり間隔が空きますので、学級担任は即時的に発見できるということから、迅速な認知が進んでいると捉えることができると思っています。

また、冊子の方の4ページを御覧ください。対応についての詳細なデータですが、

こちらでも学級担任だけを取り上げて概要でお示したところですが、それ以外の対応との比較で御覧ください。昨年度と比べて担任の方は若干増えていますが、それ以上に、学校いじめ対策委員会に対応した件数、例えば高等学校でいうと、昨年度が20.4パーセントだったのが、今年度は53.8パーセントというように、組織的な対応は非常に重要ですので、そういった点が増えているということも併せて御覧いただけるとありがたいと思っています。

【乙武委員】 パソコンの共有フォルダに関する補足で、私からの質問ということではなく、むしろ宮崎委員に対する回答に近い形になるのですけれども、私が実際に小学校で教員をしていたときは学校内のパソコンで共有してしまして、私自身の経験から言うと、非常に重要だと感じていました。毎日の朝礼のときに、ミニ職員会議のような場で、各学級の気になる児童などについての共有はするけれども、朝の時間帯は教員は本当にバタバタしてしまして、教室で子供たちがけんかしたというと飛んで行かなければならないですし、全ての先生がそろって落ち着いて話合いができていく状況でないのです。ですから、何かしらの形で記録が残って、また、特にいじめやトラブルというのはいろいろ経緯が積み重なっていくものなので、何か一つの形で時系列でまとまっているというのは、時がたったときに、前はどのような状況だったかということ共有するという意味では、私は非常に有効な手段だと感じていました。

また、先ほど指導部長からもお話があったように、インターネットにつながっているわけではなく、あくまでイントラネットで内部のものなので、外部に漏れる心配はありませんし、万が一のことを考えても、個人名ではなく、例えば何年何組の女児Aとか、アルファベット表記などで記録をするようにしていましたので、個人情報として外に漏れていくということに関しては、かなりきちんと配慮がなされているという印象を持っていました。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 先ほどの答えで分かったのですけれども、アンケート調査と子供からの訴えの差が分からなかったのです。両方とも子供からの訴えではないかと思ったのですが、アンケートは定点観測であって、子供からの訴えというのは、事案が発生するたびに子供が訴える、そのように理解してよろしいですね。

【生徒指導担当主任指導主事】 そのとおりでございます。

【遠藤委員】 今、宮崎委員が疑問を呈した問題で、乙武委員がお答えになった部分で、回答としては、大丈夫だろうというふうに私も理解したのですが、宮崎委員が心配していることは、私も実はこれを見たときに大丈夫かなと思いました。それは、イントラであることは確かでしょうけれども、イントラの中に最近起こっているケースは、自分の個人のメールアドレス、あるいは、校内LANのレベルであればいいですけれども、ネットをつないでいろいろな情報を、それはローカルエリアを超えたことを個人が対応してしまっ、それを狙って、ハッキングとか、あるいは悪さをするというのが頻発しています。ですから、私どもの組織では、個人のメールアドレスがインターネットにつながるような形でのLANは全て停止しています。サーバ段階で全部カットするということをしないと、個人情報がどんどん漏れていくということが起こっているのです。ですから、学校情報を、いじめ情報の共有ということまで、こんなものを取って何のメリットがあるのだろうかと思うけれども、今起こっているケースはこういうところまで侵入したという愉快犯がほとんどなのです。それは自分には何もプラスにならないけれども、手柄話のようにして公開することによって、自分はこんな能力があるのだということを誇示したいのです。それで、結果として、いじめ情報が漏れいすということがあるとまずいと瞬間的に思いました。ですから、共有フォルダで共有して、先生方が事案が生ずるたびに、前例とか他の例を見ながら適切な対応をするという意味ではすばらしいことだと思うのですが、今、ネットを使う、あるいはパソコンを使うことによるリスクが際限なく広がっているということも同時に認識していただきたいと思います。私どものレベルを超える、過去の経験を超えるレベルでもって悪さが起こっているということは事実です。たぶん宮崎委員はそのことを心配しているのだろうと思ったのです。

【宮崎委員】 それと、USBに入れて後でゆっくり読もうとして、それをなくしたとか、そういう事例もあります。

【遠藤委員】 それは頻発しています。

【宮崎委員】 やはり子供の人生に関わることなので慎重に考えてほしいと思います。

【指導部長】 今の御指摘を十分踏まえて、学校の中で組織的な対応がいかに進むか、情報をいかに共有するかという、その手立てを今後、よりベターなものを考えるようにしてまいりたいと思います。

【山口委員】 詳細なデータを見せていただいて、よく分かりました。1点、お願いですけれども、「3 いじめの主な態様」で、冷やかしやからかいが非常に多いという、軽微ないじめの初期段階であるということが認知されているということですが、ここは非常に難しいと思います。この数字が示しているように、やはり小学生が一番多いのです。つまり小学生というのは、正直に発信するということなので、ある種言葉が過ぎてしまうことがあります。そういうコミュニケーションの中から、ここまで言うてはいけないということを読んでいく発達段階だと思うのです。それを極端に規制することによって、そういうことが学べない、堅苦しいというか、日常の機微、大人でも冗談との境というのは非常に難しいです。しかし、人間というのは、学んでほしいのは、この人だから大丈夫だけれども、感じ方が違うということです。同じ痛みを受けても痛み方が違うということを読ばせたいわけです。冷やかしやからかいが世の中から全くなくなるということはありませんので、これを撲滅するという考えではなく、相手を見て言葉を発するとか、過度になり過ぎない、そういう指導が非常に大事だと思うのです。

こういう調査をしてデータが出ると、本当に冷やかしやからかいまでもいじめだというふうに限定されてしまって、そういうことを押さえ込むということは、逆に将来、本当の社会に出たときに、言われている“耐える力”とか、そういったことがなくなっていく可能性もありますので、この辺りは、特に小学生段階で、だんだん減ってきているというのは、やはり高校生くらいになると大人対応ができてくるという、この数字に表れていると思いますので、特にそこは教員の先生方が様子を見ながら、それがいじめにつながるのかどうかというのを、非常に難しいところではあるけれども、是非きめ細かい対応をしていただければと思います。

【指導部長】 全くそのとおりだと思います。そういったことを含めて、道徳の時間、あるいは学級活動の時間で、担任の先生を中心にしながら、よりよい学級経営ができるように、研修を深めたり、指導も進めていきたいと思っています。

【教育長】 ほかに御意見ございますか。

なければ、本件につきまして、報告として承らせていただきます。

(2) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会中間答申「いじめ総合対策」の改訂の方向性について

【教育長】 次に、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会中間答申「いじめ総合対策」の改訂の方向性について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 資料は、A3の資料1枚とA4の冊子です。東京都教育委員会いじめ問題対策委員会におきまして、「『いじめ総合対策』の改訂の方向性について」と題する中間答申がまとまりましたので、報告させていただきます。

まず、冊子の方の50ページをお開きください。50ページには東京都教育委員会いじめ問題対策委員の委員名簿がございまして、この委員の方々で対策委員会は組織されています。10人から成る組織です。

51ページには、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則がございまして、第2条「所掌事項」のところに二つ所掌するものがございまして、一つは、「対策委員は、東京都教育委員会の諮問に応じて、公立学校等のいじめ防止対策の推進について調査・審議・答申することが一つです。

もう一つは、都立学校において重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告していく。この二つが委員会の所掌事項とお考えいただければと思います。

53ページを御覧ください。昨年教育委員会で諮問をした諮問事項がございまして、その写しです。

54ページに審議経過がございまして、これまで6回審議をしてきたという経過でございます。

A3の資料にお戻りください。諮問事項の内容について、「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策についてということで諮問をしております、それに基づいて今回、中間答申が

出されたということです。

スケジュールの欄を御覧ください。今回は中間答申ということですが、平成28年7月には最終答申をしていくということです。そして、この答申に基づいて、平成28年12月頃に、「いじめ総合対策」の改訂版を策定させていただいて、平成29年4月から新たな「いじめ総合対策」というもので各学校が取組をしていく、このようなスケジュールで進めさせていただければと考えています。

中間答申の内容ですけれども、冊子の目次を御覧ください。目次は、大きく分けると三つの構成になっています。第1が「これまでの取組の成果と課題」で、学校を取組内容とその推進状況に関する諸調査の分析などから明らかとなった成果と課題がここでは示されています。第2は「取組の改善の方向性」ですけれども、これまでの審議内容を踏まえて、取組の改善に向けた具体策が示されています。そして、第3は「最終答申『いじめ総合対策』の改訂に向けて」ということで、全体のまとめと今後の審議内容が示されています。

A3判の資料にお戻りください。中間答申の概要については、A3判の資料を御覧ください。

まず、「第一 これまでの取組の成果と課題」です。「1 いじめの認知件数と認知されたいじめの実態」では、10月に説明しました問題行動調査の結果についての分析が中心となって記載されています。主な内容としては、各学校で認知件数が実態を捉えたものになっているか、多面的な視点からの検証が必要であるということがあります。また、教職員の小さな気付きを踏まえ、学校いじめ対策委員会が組織として適切にいじめを認知することを徹底する必要があります。また、小5、中1、高1において、スクールカウンセラーによる全員面接を実施していることにより、児童・生徒からの教職員全体に対する相談件数が増加しています。全員面接の効果を高めるために、特にこれらの学年において相談しやすい環境作りに向けた重点的な取組を推進する必要があります。また、各学校でインターネットを通じて行われるいじめへの指導を実施してきておりますけれども、校種が上がるごとにその割合が増加しています。スマートフォンやSNSの使用について、都教育委員会として対策を講ずる必要があることなどが示されております。

「2 学校の取組の推進状況」については、先ほど説明しました調査の結果についての分析を中心に記載されています。

「3 教職員一人一人の取組と意識の現状」では、岩手県矢巾町において中学生がいじめの疑いにより自殺したことを踏まえて、都教育委員会が全公立学校において実施しました教職員一人一人のチェックリストの結果について分析をしています。

主な内容は、これまでは教職員の理解推進のための研修を実施してまいりましたが、今後は更に、全ての教職員の取組を徹底させる校内研修の在り方を検討していく必要があるということが記載されています。

「第二 取組の改善の方向性」ですけれども、ここでは主に3点、重点的に審議してまいりました。一つが「『学校いじめ対策委員会』の機能強化」です。特に教職員の共通理解をどうしたら推進できるかということが挙げられます。また、対策委員会が子供同士のトラブルやいじめを認知した場合等に、どのような手順で、誰に報告・連絡していくかを明確にしていくことです。さらに、対策委員会が、学校いじめ防止基本方針を検証、改善していくことなどに取り組むことが記載されています。

「2 相談しやすい環境づくり」については、児童・生徒理解の推進と、ちゅうちょなく相談できる関係を構築していくことが挙げられています。また、社会全体で子供が大人に相談できる環境づくりを推進していくということや、子供たちがいじめを防止するために主体的に行動できるように促すとともに、すぐに相談機関にアクセスできるようにするために、例えばホームページを活用した情報提供の在り方を工夫すべきであるといったことです。それから、スクールカウンセラー等との連携とか、情報共有をしっかりと行っていくことなどが記載されています。

「3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応」については、情報モラルについての系統的な指導を推進することと、スマートフォン等を使用する際のルールを徹底していくということで、先ほど来、説明しております「SNS東京ルール」を踏まえた取組を推進することなどが書かれています。

「第三 最終答申『いじめ総合対策』の改訂に向けて」については、別冊の49ページの「今後の審議内容」を御覧ください。ここに、これまでの取組の成果と課題を受けて、最終答申に向けて、引き続き以下の内容について審議していくということで6

点記載されています。いじめの認知件数等の実態について、より詳細に検証できる調査の在り方等について審議してまいります。また、学校におけるいじめ防止等の対策の推進に当たって、一人一人の教職員が確実に組織的な取組を実践できるようにするための方策について挙げています。また、学校における組織的な対応を通じて、いじめの解決に向けて効果のあった取組事例を収集していくとことがあります。さらに、相談しやすい環境作りに向けたホームページ、あるいは携帯・スマホ等のアプリケーション等のインターネットを活用した取組があります。児童・生徒を対象に行うアンケート、子どもはアンケートも非常に有効であると考えておりますので、どうとっていくか、どういうやり方で行うのか、この辺を引き続き検証していきたいと思っております。それから、「SNS東京ルール」の取組の推進ということを行っていきたいと思っておりますが、更にこれに加えて、いじめを見て見ぬふりをせず、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための指導の在り方もいじめ問題対策委員会で審議をしてみたいと思っております。このようなことを通して、最終答申に向けて今後取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問をお願いします。

【木村委員】 先ほど先走ってしまい、申し訳ありませんでした。27年のデータが前2年間と異なっていましたので、12ページの「いじめの態様」の定義について質問した次第です。

25年度、26年度については記述がありますが、27年度については、いじめの態様の記述がないのですが、27年度についても同じ8項目についてアンケート調査をしたということによろしいですか。

【生徒指導担当主任指導主事】 ここに掲げております調査は、文部科学省で行っています問題行動等調査で、1年間の結果になってございますので、27年度の結果は来年度に入って10月頃をめぐりにまとめてまいります。またその時に集計して検証していくということで御理解をいただければと思います。

【木村委員】 分かりました。

前の報告事項に戻りますけれども、27年度についても、都としての「いじめの態

様」の定義は変わっていないのですね。

【指導部長】 変わっておりません。

【木村委員】 27年度のデータについて、もう少し詳しく分析してみる必要があるのではないのでしょうか。データが急変していますから。

【指導部長】 急激な上がり方をしておりますので、この部分について、何か私どもの取組で効果があったこととか、学校がどれだけ頑張っているのかとか、そういうことを十分分析していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがですか。

【宮崎委員】 細かいことで恐縮ですが、A3資料の「これまでの取組の成果と課題」の1の2番目、スクールカウンセラーによる全員面接が小5、中1、高1となっています。人間形成のプロセスとか、様々な心理状態などで、14歳が非常に危険だとよく言われているのですが、そういう意味では、細かいことで申し訳ないのですが、中学1年ではなくて、中学2年が重要ではないかと私は感じています。そういうことで言うと、全員面接の時期もこのままでいいのかどうかという検討もしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

【指導部長】 おっしゃるとおりだと思います。様々な小学校から新たな中学校に集まってきた段階で、人間関係の中でいろいろな問題が起きるいわゆる“中1ギャップ”という言葉があり、その時に聴こうということがあったのですが、委員のおっしゃるとおり、中2の段階も重要だと思いますので、また検討させていただければと思います。

【宮崎委員】 お願いします。

【乙武委員】 先ほどの報告事項で、特別支援学校において、子供たち発信のいじめのSOSを受け取る仕組みをどのようにしていったらいいのかという御質問をさせていただいたのですが、それに関連して、今、宮崎委員がおっしゃっていたスクールカウンセラーによる全員面接は特別支援学校ではどのような状態になっているのか、もし行われていないのだとしたら、今後実施する可能性はあるのかについてお伺いします。

【指導部長】 特別支援学校では、基本的に担任を中心として子供たちへの相談を

行っているのが現状でございます、担任との関係を大切にしたい取組ということですが、この辺りの機能をより高めていくということが特別支援学校では必要かと思っております。

【乙武委員】 特別支援学校では、特にスクールカウンセラーによる面接導入はあまり考えていないということですか。

【生徒指導担当主任指導主事】 現在、東京都におきましては、小・中・高校全校にスクールカウンセラーを配置してございまして、特別支援学校には配置してございません。これは、少人数で担任や、外部人材の支援等も含めて、きめ細やかに子供をみる体制等が整っておりますので、そういう中でしっかりと子供からの発信を受け止めていくという体制を整えてございます。

【乙武委員】 先ほどのデータにもあったように、子供たちからのいじめのSOSをなかなか受け取れていないという現状を考えると、もしかしたら、第三者的な立場の方が入ることで、その辺りの改善が期待できる可能性があるのだとすれば、いきなり全校導入は難しいとしても、モデルケース的に何校かで導入を試みるということは試してもいいのかなと感じました。

【指導部長】 その辺りも含めまして、いじめ対策委員会で今後の方向性について検討させていただければと思います。

【木村委員】 乙武委員の御発言は非常に大事だと思います。私もかねがね申し上げていますが、子供の問題は子供をある程度巻き込んで解決していかないと、第三者を入れるということも一つの手ですが、大人の智慧だけではなかなかうまくいかないこともあります。恐らく私どもの年齢で、例えばクラスでいじめが起きていたときに、先生に報告するという事は考えられなかったです。言い付けることは絶対いけないという教育を受けていますから、そういうものが今でも多少残っているわけです。

以前に御紹介しましたが、オーストラリアでもいじめの問題が非常に深刻になってきていて、子供たちを巻き込むのですが、その前に徹底した民主主義教育を行うのです。皆さんが構成員だということを徹底して教えるのです。ですから、子供たちから上がってこなかった、困ったというのではだめで、上がってくるシステムを何

とか作らなければいけないと思います。それを根本的な点から子供たちに教えていかなければいけないのではないかと思います。これは迂遠な<sup>うげん</sup>ことですが、その辺の必要性について、この場で指摘をさせていただきたいと思って発言しました。

【指導部長】 皆様からそのような御意見を頂いていますので、この辺りが一番の課題だと思っています。今後審議していく最後のところに一つ追加で、子供たちの力をどうやって付けていくかということを、本委員会でも検討していきますけれども、実際、道德の時間の活用とか、特別活用の使い方とか、様々なところを通して、その部分が最大のカギだろうとっておりますので、この辺りは十分検討して対応してまいりたいと思います。

【木村委員】 お願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょう。

【宮崎委員】 もう一つ、解消したという事例は大変すばらしいことだと思うのですが、行為そのものは収束したとしても、心の在り方とか、傷が治ったかというところではないという場合もあります。大学におりますと、そういう体験をして入学してきた学生が、大学教育の中で思わぬところで後遺症が出てくることがあるのです。ワークショップをしたり、プレゼンテーションをしたりというときに、高校時代のそういう経験が響いているのが見えるときがあるのです。そういう意味で、単に行為が収まったというだけではなくて、ずっとこれを温かく見守れるような体制をどう作るのかが大切だと思います。また、校種が変わったときに、進学して上の学校に行ったときに、どこまで情報共有すべきなのか、先入観を入れるべきではないと思いますし、非常に難しいとは思いますが、遡って、過去にこういうことがあったかという問合せがあったときに答えられるような体制とか、そういうことについてはどこで検討されているのかよく分かりませんが、システムはありますか。

【生徒指導担当主任指導主事】 7ページに解消についての捉え方が記載されていますので御覧ください。2行目からです。仲直りをした、謝罪が済んだ等でいじめが解消したと安易に判断して対応を終えてしまうことなく、引き続き児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続することとしています。そして、解消されたかどうかについても、教職員個人ではな

くて、いじめ対策委員会、学校の組織でしっかり判断していく必要があります。最終的には校長が判断するといった、認知だけではなくて、解消についても組織的に行うということが中間答申の中では記載されていますので、今後、各学校にそういうことを徹底させていきたいと考えています。

【指導部長】 加えて、先ほどの御意見のようなことにつきましても、いじめ対策委員会の方で議題の中に入れて検討していきたいと思っています。

【宮崎委員】 お願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

### (3) 平成27年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 報告事項(3)平成27年度東京都教育委員会職員表彰について、説明を総務部長、お願いします。

【総務部長】 報告資料(3)に基づいて説明します。

職員表彰につきましては、職員表彰規程を設けて、昭和27年から実施をしています。

表彰の対象は、3の(1)、(2)にございます個人表彰、団体表彰です。

「4 選考方法」ですけれども、候補者の推薦は、区市町村立学校については各区市町村教育委員会と都教育庁の各部、都立学校につきましては、都立学校長及び都教育庁の各部が推薦しまして、この推薦に基づいて、教育長をトップとします職員表彰審査会を庁内に設置して決定しています。なお、平成14年5月の教育委員会定例会で、表彰者の決定につきましては、教育委員会からあらかじめ指示を受けた事項として、教育長に権限が移されております。

今年度の被表彰者数は、97名11団体です。後ほど四つの事例について、具体的に資料に基づいて報告をさせていただきます。

2ページを御覧ください。校種別等の被表彰者の内訳表と平成23年度からの過去の表彰実績を載せてございます。

「6 表彰式」ですが、平成28年2月12日の教育委員会終了後に、教育委員の皆様

にも御出席を頂き、都議会議事堂の都民ホールで実施したいと考えています。

3ページ以降が被表彰者の名簿ですけれども、11ページに具体的な事例を載せてございますので、これに基づいて4件について簡単に説明させていただきます。

まず、4ページの13番、三鷹市立羽沢小学校の村瀬夏美養護教諭、7ページの19番、同じ三鷹市立羽沢小学校の相樂敏栄校長です。11ページにございますが、人命救助ということで、勤務校に交流活動のために訪れていました他校の教員が急性心筋梗塞で倒れた際に、二人で協力してAEDを利用して心臓マッサージを施すなどの速やかな対処を行って、救命に寄与したというものです。東京消防庁によりますと、AEDはかなり普及はしてきていますけれども、実際に、都内でAEDを使って心肺蘇生がなされた例は年間4件程度ということです。当該養護教諭につきましては、日頃から高い意識を持って職務に励んでいまして、救命講習等にも積極的に参加していたということです。今申し上げたような非常に的確な措置をされたということで、三鷹消防署から感謝状を受けています。

続きまして、6ページの都立科学技術高等学校の金子雅彦主幹教諭です。11ページを御覧ください。個人表彰の功績事例2、理科教育の推進ですけれども、金子教諭は、勤務校でスーパーサイエンスハイスクールの授業の主担当としまして、大学や研究機関との連携を積極的に行って、レベルアップに貢献しています。昨年度、科学技術高校が「科学の甲子園」東京大会の会場になった際には、大会の企画・運営に携わりまして、大会を成功に導いています。また、高校のみならず、区内の小学校、中学校の生徒を対象とした体験教室を開催しまして指導するなど、理科教育の普及発展に尽力をしています。部活動指導におきましても、科学技術顧問として部を全国の高等学校総合文化祭へ3年連続で都代表として出場に導くなどの功績を上げているものです。

次が3番目の事例ですけれども、8ページの下から2行目、9番、北区立飛鳥中学校の鈴木明雄校長です。11ページの功績事例3で、鈴木校長は、全国中学校道德教育研究会の顧問として、道德教育の全国組織づくり普及活動に尽力されています。特に新しい「特別の教科 道德」に関する文部科学省の道德教育の充実に関する懇談会の委員や、27年3月に告示された「新学習指導要領」の総則と「特別の教科 道德」の解説の作成協力者として、教科化に大きく貢献をしています。勤務校においては、授

業にアクティブ・ラーニングを取り入れまして、生徒の主体的・協働的な学習を促進することで道徳性と学力の向上につなげるなど、大きな成果を上げています。

最後は団体ですが、10ページの中学校の3番、清瀬市立清瀬第二中学校です。11ページ、功績事例4ですけれども、この学校は以前はいじめや問題行動が見られて生徒指導に課題がある状況でしたが、現在、組織として全教職員が一丸となって取組を展開しています。例えば規律遵守を徹底するために、守るべきルールを、清瀬二中ですので「二中スタンダード」という形でまとめまして、学校全体で徹底する。また、授業が魅力的なものになれば学習意欲が高まって問題行動が減少するという信念の下で、授業研究を年2回実施するなど、授業の工夫や改善に取り組んでいます。こうした取組により、生徒が落ちついて学校生活を送ることができる環境を整えて、いじめ問題の解決や不登校生徒数の減少などの成果を上げているというものです。

4事例報告しましたが、その他の被表彰者につきましても、庁内検討委員会で一つ一つ事例を審議しまして決定をしているものです。

報告は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

1月14日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について、12月24日は現在案件がございません。次回教育委員会定例会は、1月14日木曜日、午前10時より教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】　ただいま説明がありましたとおり、12月24日は現在のところ議題等はない模様です。この場で、12月24日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、12月24日の教育委員会は開催しないことといたします。

日程その他で何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時23分)